

第5項 まちの美化を進める

(1) 現況

区は、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てや、落書行為を防止し、地域の環境美化の促進を図るため、「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」を制定し、平成9年7月1日から施行しています。

一方、喫煙への関心が高まる中で、区民から、歩行喫煙やたばこのポイ捨てなどの迷惑喫煙に対する意見など数多く寄せられるようになりました。そこで、区は、喫煙マナーの向上および安全で快適な歩行空間を図るため、新たに「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を制定しました(平成22年4月1日から施行)。

区は、まちの美化を進める両条例の普及・啓発を推進するため、区民や事業者の方々が行う環境美化活動を積極的に支援するとともに、様々な啓発キャンペーンを行っています。特に、歩行喫煙など迷惑喫煙については、新条例の周知キャンペーンやマナーアップ指導員による注意指導等の事業を実施していく中で、なくしていく取り組みを進めています。

また、区は、まちの美化を進めるために落書き対策、あき地の適正管理、カラス対策に取り組んでいます。

落書きは苦情・消去面積とともに、減少傾向にあるものの、引き続き防止の啓発と消去に努めています。

あき地の適正管理については、平成21年度も除草業者の紹介と草刈機の貸し出しを行いました。

カラス対策として、繁殖期にカラスが人を威嚇・攻撃する場合、その原因になっている巣の撤去や、巣立ち前に落下してしまったヒナの捕獲を行っています。

また、都会のカラスはごみをエサにして繁殖していますので、根本的な解決のためには、区民一人ひとりが、ごみの集積所を適正に利用していただく必要があります。これらのまち美化を進めるための対策は、区報への記事掲載や町会掲示板への啓発ポスター掲示することによって、啓発にも取り組んでいます。

(2) まちの美化への取り組み

練馬区環境清掃推進連絡会

区にはこれまで、町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルの分野に分かれた3つの住民組織「びん・缶街区路線回収連絡会」「清掃協力会」「環境美化推進地区連絡協議会」がありました。平成15年7月、これらの組織を統合し、またこれまでの組織に参加していなかった町会・自治会にも参加を呼びかけ、地域のまち美化および清掃・リサイクルについて区民と共に行動し、更なる発展を目指す「練馬区環境清掃推進連絡会」が発足しました。

平成21年度は、区と協働し、5月・11月の区内一斉清掃、「ポイ捨て・歩行喫煙防止駅前キャンペーン」を実施しました。また、普及啓発事業として、

茨城県にある食品容器の発泡スチロールトレイリサイクルの工場等の施設見学会、エコライフチェック事業への町会・自治会の参加協力、「省エネコンテスト家庭部門内閣総理大臣賞」を受賞された小澤ひとみさんを講師に研修会を開催しました。

啓発活動

区内一斉清掃（ごみゼロデー）および駅前クリーンアップキャンペーン町会・自治会で構成される練馬区環境清掃推進連絡会と区が協働し、毎年5月と11月の最終日曜日を「区内一斉清掃事業日（ごみゼロデー）」と定め、この日を中心に地域のまち美化および清掃・リサイクルを推進しています。

平成21年度は、5月31日および11月29日を中心に、町会・自治会等が中心となって地域の清掃を行いました。また同日、区では、駅前清掃を行うボランティア組織を立ち上げるための駅前クリーンアップキャンペーンを区内6駅（11月は5駅）で行いました。町会・自治会や商店会等延べ752名の参加を得て、駅周辺の清掃を行い、たばこの吸い殻や空き缶等を回収しました。

クリーンキャンペーン等

区内各地でボランティア団体や、青少年育成地区委員会などが主催するクリーンキャンペーン等に対し、職員の派遣や清掃用具等の貸出し等の支援を行いました。

区内全20駅ポイ捨て・歩行喫煙防止キャンペーン

歩行喫煙について多くの意見や要望などが寄せられているなか、区では平成15年度から区内全20駅において、ポイ捨て・歩行喫煙防止キャンペーンを実施しています。駅利用者の多い早朝や夕方などに、地域の町会・自治会などの協力を得て、区民参加によるキャンペーンを展開しています。

平成21年度は延べ367名の参加により、啓発用ティッシュペーパーの配布を行い、また歩行喫煙者に対しては携帯用吸い殻入れを配布し、まちの美化の推進、喫煙マナーの向上を訴えました。

新条例制定周知キャンペーン

「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」が平成21年10月19日に制定されたのを受けて、区では区内20駅および区民が利用する4駅において、11月17日から3月19日までの間の計26日間で各駅を巡回して新条例の周知キャンペーンを行いました。

マナーアップ指導員による巡回活動

区は、新条例の制定を踏まえ、平成21年12月から、歩行喫煙等をなくすため、マナーアップ指導員による巡回指導を開始しました。区内20駅周辺を中心に巡回し歩行喫煙等に対し、注意・指導を行っています。

路面表示シートの貼付

区は、新条例の制定を踏まえ、道路や公園などの公共の場所での歩行喫煙・ポイ捨ての禁止を促すため、区内の駅周辺の道路などに啓発用の路面表示シートを貼付しています。



区内一斉清掃の様子

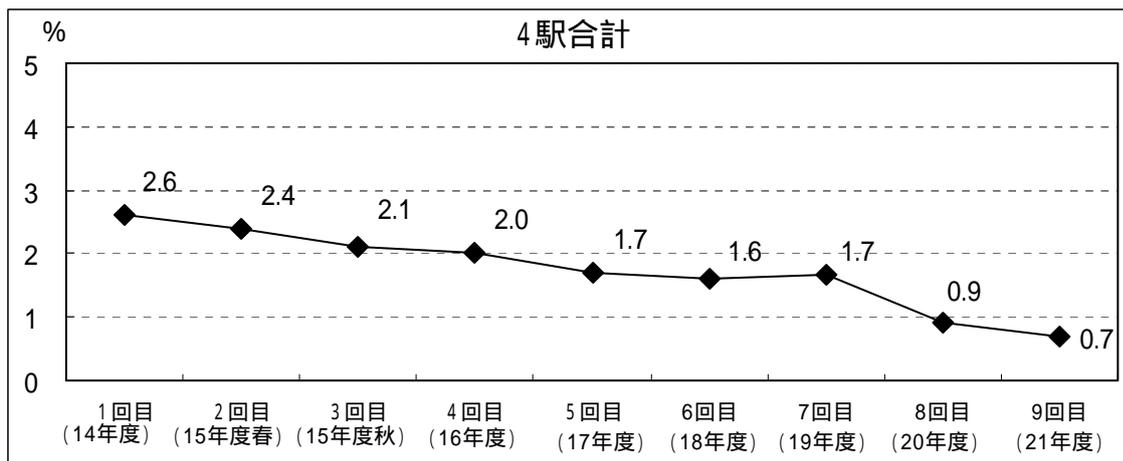


路面表示シート

各種調査

歩行喫煙者率調査

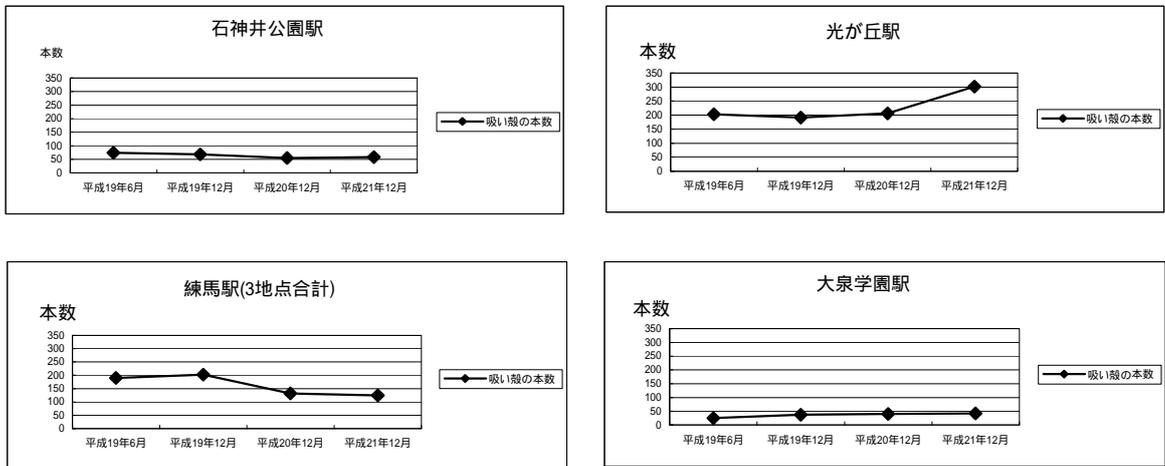
区内主要 4 駅（練馬駅・石神井公園駅・光が丘駅・大泉学園駅）における歩行喫煙状況の実態を把握するために、それぞれの駅周辺で 5 か所の定点を設け、平日朝 7 時 30 分から 8 時までの 30 分間、職員の目視により、歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査しました。この調査は平成 14 年度から年 1 回(平成 15 年度は春・秋の 2 回)実施しており、今回で 9 回目です。平成 14 年度当初は 2.6%でしたが、一貫して減少し続け、今回平成 21 年度の調査では 0.7%にまで改善しました。



ポイ捨て実態調査

練馬区内主要 4 駅(石神井公園駅・光が丘駅・練馬駅・大泉学園駅)におけるたばこのポイ捨ての現況を把握ために、それぞれの駅周辺 3 か所で平日朝 9 時にポイ捨てされているたばこの吸い殻を掃き集めた本数を計数しています。

結果は次のグラフのとおりです。



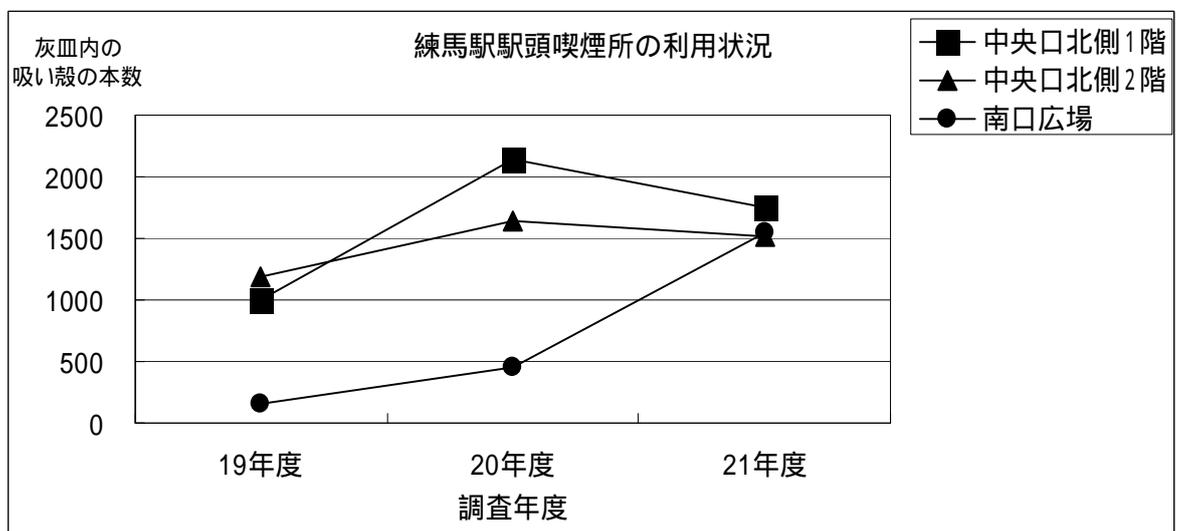
石神井公園駅、練馬駅、大泉学園駅の 3 駅については平成 20 年度の調査と大きな変動はありませんでしたが、光が丘駅については増加となっており、具体的な対応が求められます。

歩行喫煙者率調査と併せて、今後も継続して調査を行うことにより、喫煙マナーの実態把握に努め、歩行喫煙等を防止するための実施するさまざまな施策に活用していきます。

喫煙所の設置と利用状況調査

歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすための対策として、区は、平成 19 年 12 月に歩きタバコ・たばこのポイ捨てが多い練馬駅周辺 3 か所に喫煙所を設置しました。

各喫煙所の利用状況を把握するため、平日 1 日間に灰皿に溜まった吸い殻の本数を計数しました。結果は次のグラフのとおりです。



平成 21 年度の調査では、南口広場に設置している喫煙所の利用が大幅に増え、周知されてきたことがわかりました。その結果、練馬駅周辺の 3 か所の喫煙所の吸い殻の合計本数が前年度に比べて約 600 本増えました。



練馬駅南口広場の喫煙所



歩行喫煙防止キャンペーンの様子

まち美化活動の推進

環境美化推進地区

地域の環境美化の推進を図るため、「環境美化推進地区」を指定しています。指定場所は、地域の皆様が積極的に環境美化に取り組んでいる地域や駅前など人通りが多い所です。区は、指定された地域内の環境美化団体に清掃用具を提供するなどの支援を行っています。

平成 21 年度末現在指定している環境美化推進地区は、次の 35 団体の活動地域です。

小竹町会	栄町町会	羽沢町会	練馬中央自治会
練馬一丁目原町睦会	豊玉第一町会	中村西町会	桜台親和町会
桜台自治会	練馬区向山町会	仲一自治会	仲町二丁目町会
仲町五丁目町会	氷川台ひばりが丘睦会	平和台一丁目町会	早宮一丁目自治会
早宮 3・4 丁目町会	光が丘パークタウンいち よう通り東第一団地 管理組合	光が丘第一自治会	富士見台町会
南田中団地(1号棟～12号 棟)自治会連絡協議会	南田中団地 第二自治会	南田中団地 第三自治会	南田中団地 第四自治会
さんろく自治会	石神井ハイツ自治会	都営 上石神井団地自治会	石神井小関町会
区営上石神井一丁目第二 アパート自治会	大泉住宅共栄会	大泉町二丁目町会	橋戸町会
練馬区北園町会	大泉学園緑町会	練馬区 関町北三丁目町会	

このほかに、練馬駅周辺を、区長が特に必要があると認めた地域として指定しています。

環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録していただき、清掃用具を提供しています。平成 21 年度は 136 団体（町会・自治会、ボランティア団体）が登録し、区内各地で清掃活動が行われました。

環境美化推進委員

区民・事業者・行政の関係各団体から推薦を受けた方を環境美化推進委員として委嘱し、ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する普及・啓発に関して、様々な意見交換を行っています。

駅周辺ボランティア清掃事業

平成 11 年度から国の緊急雇用創出制度による補助金を活用し、区内 20 駅での駅周辺清掃をシルバー人材センターに委託してきましたが、国の補助金廃止に伴い平成 16 年度で当該事業も廃止されました。

この委託事業では、2 日に一度、朝にゼッケンを着けて清掃を行なうことでポイ捨て防止の普及啓発につながるほか、駅前地区の住民等に事業の周知度が増すなど、一定の成果をあげてきました。しかし、駅周辺はきれいになっても、駅前地区の住民等による自主的清掃活動体制の構築には結びついていませんでした。

新事業として平成 17 年度からは、地元の商店会や町会・自治会、ボランティア団体の協力を得て、ボランティア清掃組織を立ち上げ、地元住民の皆様の『わが街』意識に基づく、自主的自発的清掃活動の促進を図っています。

平成 21 年度末現在、次の 15 駅で 34 団体がボランティア清掃を実施しており、順次拡大していく予定です。

区は協力団体に対し、傷害保険の加入や清掃用具などの支援をしています。

【石神井公園駅】(10 団体)

練馬まち環境倶楽部、石神井町和田町会、都営石神井町二丁目アパート自治会、南田中団地第四自治会、石神井町石神町会、石神井公園商店街振興組合、石神井町池淵町会、練馬地域福祉ハートフルアクターズ、石神井ハイツ自治会、全労災練馬区共済会

【大泉学園駅】(5 団体)

東大泉中村町会、東大泉井頭町会、大泉学園駅前商店連合会、クリーン・エコ大泉学園、家庭倫理の会練馬区大泉学園駅

【光が丘駅】(1 団体)

光が丘地区住民組織連合協議会

【氷川台駅】(1 団体)

早宮一丁目自治会

【新桜台駅】(2 団体)

羽沢町会、栄町町会

【江古田駅】(1 団体)

栄町町会

【桜台駅】(1 団体)

桜台一丁目桜クラブ

【練馬春日町駅】(1 団体)

春日町シニアクラブ

【新江古田駅】(1 団体)

豊玉東寿会

【平和台駅】(1 団体)

サンサンクラブ

【武蔵関駅】(1 団体)

練馬関町リサイクルセンター活動機構有志

【練馬駅】(6 団体)

練馬一丁目原町睦会、南町小安全・安心・ボランティア、練馬中央自治会、練馬アーケード商店会、練馬本町通り自治会、真如苑有志

【豊島園駅】(1 団体)

南町小安全・安心・ボランティア

【富士見台駅】(1 団体)

フラワーフルクリーン富士見台管理委員会

【中村橋駅】(1 団体)

家庭倫理の会練馬区中村橋会場

落書き対策

落書き消し

環境美化の観点から、民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、区が消去しています。

落書きに関する苦情件数、および区が消去した件数等は次表のとおりです。

年度	苦情件数	消去件数	消去箇所数	消去面積
平成 17 年度	33 件	41 件	45 箇所	472 m ²
平成 18 年度	26 件	22 件	22 箇所	611 m ²
平成 19 年度	6 件	9 件	9 箇所	129 m ²
平成 20 年度	16 件	13 件	16 箇所	92 m ²
平成 21 年度	9 件	12 件	16 箇所	123 m ²

落書き消し用具の貸し出し

落書きの被害を受けた方に対して、落書きを消すための用具（ペンキ皿、ローラー等）の貸し出しをしています。

落書き消去キャンペーン

地域住民の方々が一体となって、その地域の落書きを消すキャンペーン活動を支援しています。

あき地の管理の適正化

区は、あき地の管理の適正化を図るため、「練馬区あき地の管理の適正化に関する条例」を施行しています。あき地（現に人の使用していない土地）に雑草が繁茂すると、生活環境を著しく損ない、防犯上も好ましくないことから、そのような状態にしないよう、本条例に基づき、あき地の所有者（管理者）に対して、指導・勧告を行っています。

区では、次表に示すように、草刈機の貸出しや、自分で除草できない方に対しては有料で除草を行っています。

年度	草刈機		除草	
	貸出件数	貸出台数	延べ件数	延べ面積(m ²)
平成 17 年度	46	58	89	20,059
平成 18 年度	44	53	81	18,041
平成 19 年度	53	58	91	20,243
平成 20 年度	53	67	82	16,614
平成 21 年度	49	60	86	17,599

カラス対策

カラスは繁殖のために3月頃から巣をつくり、卵を産みます。6～7月にヒナが巣立ちをするまで、親カラスはヒナを守るために神経質になり、巣やヒナの周辺を人が通行するだけで威嚇・攻撃することがあります。

そのため区では、親カラスが人を威嚇・攻撃する危険な状況にある場合、鳥獣保護法に基づく許可を得て、その原因となる巣の撤去・処分と、巣立ちできずに落下してしまったヒナの捕獲・処分を行っています。撤去・処分した巣、卵、ヒナの数 は次表のとおりです。

年度	巣の撤去・処分	巣の中の卵	巣の中のヒナ	落下ヒナの撤去・処分
17	118	75	112	19
18	121	80	131	23
19	97	91	116	31
20	84	84	76	30
21	70	46	82	37

カラス対策としては、カラスの餌場となっているごみ集積所の適正利用を徹底し、防鳥ネットを利用することが大切です。また、日傘や帽子を利用するなど、日常生活のちょっとした心配りで実行できることがあります。

(3) これからの美化

環境美化

練馬区環境清掃推進連絡会と協働し、区民の皆様の自主的自発的な環境美化活動を支援するとともに、多くの方々がまちの美化に関心を持って、積極的に参加できる仕組みを構築していきます。

また、まち美化の推進を図るため、環境まちづくり事業本部内をはじめ関連部署との連携・協力を深めていきます。

歩行喫煙等対策

区では、歩行喫煙やたばこのポイ捨てをはじめとする迷惑喫煙を防止するために平成 22 年 4 月 1 日から新たに「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を施行しました。

本条例は、歩行喫煙とたばこのポイ捨てを区内全域（道路、公園など公共の場所）で禁止しています。また、「喫煙等禁止地区」を指定し、同地区内で違反をした者には過料（罰金）を徴収できる規定も設けています。これまでのマナーやモラルに訴える取り組みから一定のルールを設けることで、更なる喫煙マナーの向上を図り、安全で暮らしやすい地域社会の実現を目指しています。

現在、区は条例の周知および歩行喫煙をなくすために、マナーアップ指導業務や路面表示シートの貼付、各種キャンペーンを行っています。キャンペーンにおいては、町会・自治会をはじめ区民の皆さまと協働して、駅頭における啓発キャンペーンや清掃活動に継続して取り組んでいます。

これらの取り組みの結果、歩行喫煙者率は 2.6%（平成 14 年度）から 0.7%（平成 21 年度）へと減少しています。

しかしながら、条例が施行された現在においても、未だ歩行喫煙やたばこのポイ捨てが後を絶たない状況にあります。

また、条例が周知されることにより、「喫煙等禁止地区」の指定や過料の適用の開始の要望など条例の適用の強化を求める声も寄せられています。

このような状況を踏まえ、喫煙マナーの向上および安全で快適な歩行空間の確保といった観点からさらなる取り組みの強化に向けて検討します。

今後、区は条例の周知を積極的に行うため啓発キャンペーンやホームページおよび区報での PR を行う予定です。また、マナーアップ指導業務の拡充や条例の周知を促す路面表示シートの貼付の数を増やしていきます。

また、条例では、歩行喫煙等の禁止の強化だけでなく、喫煙場所の設置など喫煙者にも配慮した環境整備のための支援の規定を設けています。

そこで区は、今後区内の主要駅を中心に駅頭に喫煙所を設置する予定です。このような喫煙所の設置といった喫煙者への必要な配慮を行うことで、喫煙者も非喫煙者も、ともに快適に暮らせる社会を目指していきます。